

公益信託

「そうしんまちづくり振興基金」について



公益信託「そうしんまちづくり振興基金」とは…

公益信託「そうしんまちづくり振興基金」(以下、公益信託)は、当金庫の創立60周年記念事業の一環として、平成2年10月に設立しました。

鹿児島県内における「まちづくり」に関する諸事業の実施や活動に対する助成を行うことにより、地域の振興と住民の方々の快適で明るく豊かな地域社会の創造・発展に役立てていただくものです。

県内の「まちづくり」に関する諸事業に協力することは、地域金融機関の地域貢献活動としての使命であると考え、公益信託を通して公平な社会還元に寄与し、役立てていただいているます。

公益信託の運営について(1)

この公益信託の事業に要する資金は、原則、信託財産の運用収益によって充当するものとされています。また、「特定公益信託」♣であることから、当金庫から運営委員を置くことはできず、全て外部有識者の委員(6~10人)で構成された運営委員会にて、極めて公平かつ偏らない選考や決定がなされています。

平成2年10月設立以来、運営委員会を開催(6・10・2月)し、助成希望案件について委員の方々の活発な討議がなされ、公平な審議のもと助成の適否・助成金額が決定されています。

♣一般公益信託と違い、他にも一定の要件を満たす必要があり、主務官庁より証明を受けたもの

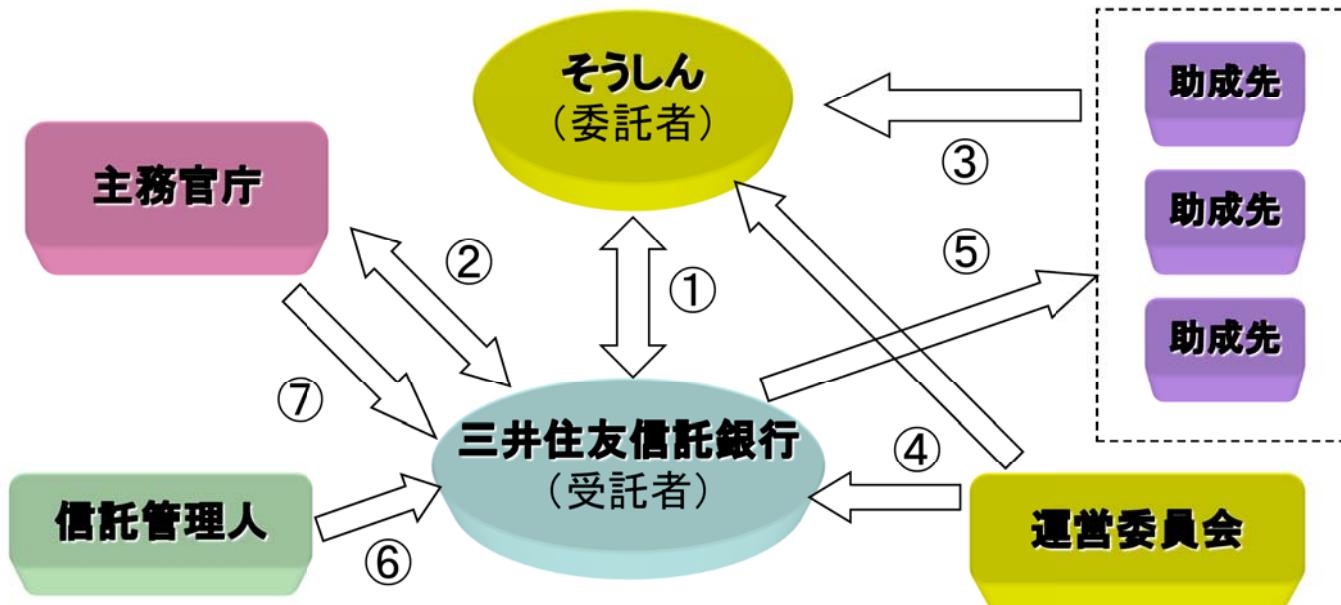
公益信託の運営について(2)

助成金交付後、当該事業の完了時に報告書・物件の写真・活動時の写真を提出していただき、また、該当営業店の職員の助成事業参加等により、本来の目的通りの利用がなされているか確認をしています。そして、次回運営委員会で前回助成先の進捗状況・活動内容等の報告がされます。

公益信託の事業年度は毎年4月1日開始、翌年3月31日終了となっています。受託者♣は、毎事業年度開始前に事業計画書および収支予算書を作成し、事業年度終了後は事業状況報告書・収支決算書・当該事業年度末の財産目録を作成し、信託管理人の承認を得た上で鹿児島県知事に提出します。

- ♣ 委託者＝鹿児島相互信用金庫、受託者＝三井住友信託銀行、運営委員・信託管理人＝外部有識者、主務官庁＝鹿児島県

公益信託の仕組み



- ① 委託者と受託者間で打合せ。公益信託契約の締結。
- ② 受託者から主務官庁へ申請。主務官庁は審査のうえ許可。
- ③ 助成希望事業の助成金交付申請書を提出。
- ④ 運営委員会は、助成先の選考および公益信託の事業の遂行について助言・勧告を行う。
- ⑤ 公益信託の目的に沿った助成先への助成金の交付。
- ⑥ 信託管理人は、不特定多数の受益者のいわば代表者として、重要事項の承認をする。
- ⑦ 公益信託の事務処理等を検査・監督する。

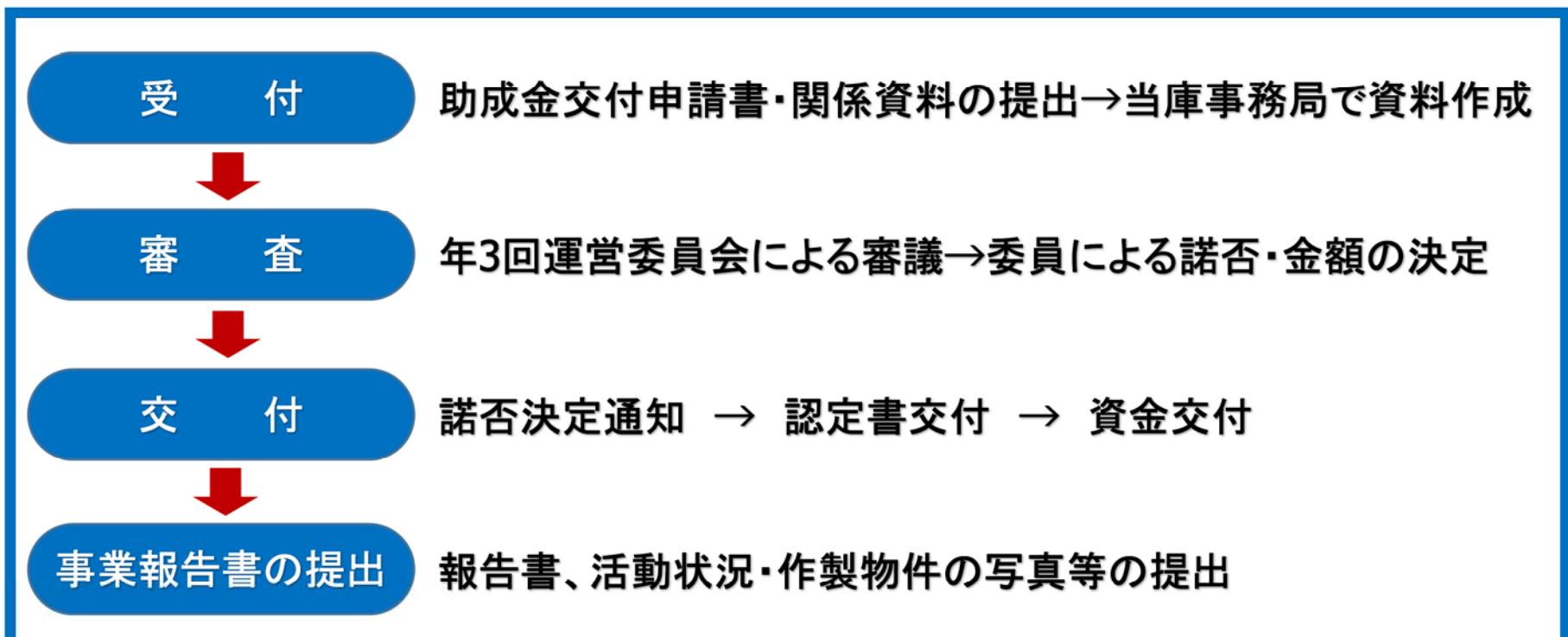
助成対象となる事業

助成の対象としては、鹿児島県内に本店又は本部を有する団体、鹿児島県内に居住している個人、又は居住の方々のグループにより行われるものと助成の対象とします。

事業名	事業又は活動対象	助成金の額
1.まちなみ景観づくり 推進事業	①都市空間の緑化・緑地保全 公園、道路、河川、学校等の公共空間及び民有地の緑化、緑地保全	標準 10万円
	②都市景観の改善 ランドマークとなる時計台、彫刻等の設置及びベンチ、街灯、舗装、標識、ポスト、電話ボックス等の改良、ガードレールの改善、ストリートファニチュアの工夫、花壇の設置等による景観の改善	標準 20万円
2.まちなみ景観保全 事業	①歴史的まちなみの保存 史跡、遺跡、文化財、伝統的まちなみ、歴史的まちなみ、歴史的建造物等の保全および保存	標準 20万円
	②自然環境の保全 都市空間における自然環境の保全等	標準 10万円
3.まちづくりに関する 調査、研究事業	①まちづくりに関する創造的かつ自主的な事業又は活動の企画、調査、研究	標準 10万円
	②まちづくりに関する広報、講演会等	標準 10万円
	③まちづくりに関するリーダーの育成、専門家の招へい等	
4.公共的施設などの 整備事業	①公共的施設の設置、改修等 イベントホール、駐車場、アーケード、街灯等の設置、整備、改修等	標準 10万円
5.まちなみ活性化助 成事業	①まちなみ活性化のための各種イベントの開催、参加及び調査研究	標準 10万円
	②市民祭、文化祭、運動会、展覧会等の開催	
6.その他まちづくりの 目的を達成するため に必要な事業	①公共施設の整備充実 学校、公民館、集会所、図書館、資料館等における設備、機器、備品、図書、資料等の購入、整備、改善等	標準 20万円
	②その他	

受付から助成金交付・事後管理

受付期間	運営委員会選考	助成金交付時期
3月～5月	6月	7月末頃
7月～9月	10月	11月末頃
11月～1月	2月	3月末頃



申込時必要書類

- 助成金交付申請書
- 資金使途明細書(見積書等)・対象物件の図案等
- 活動内容のわかる資料(事業団体の総会資料等)
- 決算内容のわかる資料(事業団体の総会資料等)
- 当該事業の收支計画書(案)
- 写真等(今までの活動状況の参考となるもの)

※助成金交付申請書以外は、各事業の独自のもので構いません。

注意事項

- 次のものに対しては、助成対象から除外されます
 - ✓ 申請団体の経常的運営資金
 - ✓ 広告・協賛・寄付目的の申込
 - ✓ 営利を目的とする活動、宗教活動、政治活動の懸念があるもの
 - ✓ 申請者の組織・責任の所在が不明確なもの
 - ✓ 事業計画の内容と助成希望金額が不適正なもの …など
- 公益信託の助成金は、運営委員会の審議・決定後に交付されます。
- 運営委員会の選考の結果によっては、助成を見送らせていただく場合や、助成金を減額する場合もあります。
- 報告書の提出が無い場合や、交付された助成金をその目的以外に使用した場合は、助成金を返還していただくことがあります。

公益信託「そうしんまちづくり振興基金」

